

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的な内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)							国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	530	【外国人招聘に係る 手続きの簡素化】	環境ビジネスや水ビジネス関連で本市を訪れる行政関係者について、相手先の特定の海外都市と本市で、身元を保証する証明書を発行する協定を締結し、互いの市長名での身元保証書を発行・提出することで、入国ビザの即時発給を可能とするもの。	外国人招聘に係る 手続きの簡素化	外務省 外国人課	無し	E	—	—	査証申請における身元保証制度は、査証申請人である外国人の日本における滞在が適法に行われることを保証するものであるため、身元保証人は査証申請人が誰であり、当該査証申請人の滞在が適法に行われることや、支障なく帰国できるだけの滞在費を有しているかを招聘が行われる毎に、具体的かつ明確に把握し、管理する必要がある。地方自治体同士の取決めにより身元保証を省略するという方法を導入した場合、その取決めの内容は、個別・具体的なものではなく、不明確な包括的なものとならざるを得ないため、身元保証書としての意味を持たなくなってしまう。このため、自治体間の取決めにより身元保証書の省略を認めること、同じスキームによる招聘が繰り返される場合に身元保証書を求めないこととすることは困難である。さらに、今「特区」ということで特別に要請されているということであろうが、中国の都市と姉妹都市協定等を取り決めている日本の地方自治体は多数存在し、こうした協定の存在を理由に、ある地域で特別な措置を認めた場合には、他の自治体から類似の要求が接した場合には同様の措置を取らざるを得ず、上述のような身元保証制度の実効性の喪失につながる惧がある。 また、中国国民に対する査証発給数は、平成18年度は約51万件であったのに対し、平成22年度には約110万件に達し、この5年間で2倍以上の発給件数となっており、これは平成22年度の我が国の外国人に対する査証発給件数の約6割を占める。こうした中国国民に対する査証発給件数の増加を受け、当省では限られた人数で査証業務を行うために代理申請機関を通して査証申請を受け、各公館における受付業務の負担を軽減し、審査業務に集中することにより査証業務の効率化を図る。然るに、在外公館に直接申請することを認めた場合、公平性の観点から一般人を含めた他の申請についても受け付けざるをえなくなり、この結果現在代理申請機関を通じることにより業務の合理化をはかっているものが、窓口での受け付け業務が追加されることにより業務が一層複雑化することとなる。この結果、本来審査に割くべき人員等を受付業務等に割かざるを得ず、査証審査業務担当者の負担が増えることから、審査に要する時間が逆に長くなり査証発給に時間を要することになる。ただし、人道・緊急案件など、中身次第では直接領事窓口において受理することを検討する。		c	査証の必要性は理解しており、査証を不要にすることまで求めているものではない。今回の提案は、外国人招聘に関し、総合特区に関する案件であれば、査証発給手続きの処理期間を短縮する措置を求めるものである。 具体的には、総合特区に関する案件に限り、当該案件に係る自治体職員について、我が国と相手国双方の自治体が身分を確認し、当該自治体地域以外には移動しない等の条件の下、処理期間を短縮する措置をお願いしたい。 自治体としても、査証の発給に係る事務処理等において、でき得る限りの協力をすることで、処理期間の短縮実現にご協力願いたい。	指定自治体が「査証の必要性を理解した上で代替案を提示していることから、外務省において再検討の上、問題点等を具体的に提示することが必要。	Ⅲ
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	541	【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】	民間企業で製品・技術開発及び技術サポート人材として働いている外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留期間上限を10年に拡充するもの。	【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】 【福岡県等: グリーンアジア国際戦略総合特区】 ○外国人技術者等の在留期間10年を認めること	法務省 入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	C	—	—	○ 実務者打ち合わせにおいて、在留期間10年でなければ困る理由は特になくのことであり、別途永住許可弾力化事業のような措置も利用可能であることから、対応は困難である。		c	①国提示代替措置「永住許可弾力化事業」は国内全体に適用可能であるため、総合特区としての優位性や差別化にはつながらない ②前回の実務者レベル協議で、期限(5年)までに新たな仕事に就けば、審査の上、就労内容に応じた査証発行と滞在期限の延長が可能との補足を頂いた。現状、事業期間が5年のプロジェクト推進の場合、期限延長のために、プロジェクトの終了を待たずに(概ね1~2年前)に、国内での新たな仕事に転職もしくは就職活動を行う場合が多く、プロジェクトの着実な推進と成果創出に支障が発生しやすいという課題を抱えている。 ①、②の観点から、当該規制緩和の再検討(協議)を要望(例えば、5年経過時に、当該特区内で技術者としての就労調整活動中であれば、1年程度の延長猶予措置等)	法務省及び厚生労働省において、指定自治体見解について検討を行うとともに、指定自治体において、その必要性及び提案内容のブラッシュアップが必要。	Ⅲ
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	541	【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】	民間企業で製品・技術開発及び技術サポート人材として働いている外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留期間上限を10年に拡充するもの。	【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】	厚生労働省 職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課	出入国及び難民認定法	C	—	—	自治体は外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和を提案しているが、実務者打ち合わせにおいて、在留期間が10年でなければならない理由は特になくのことであり、別途地域再生計画に基づく規制の特例措置B0501「外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業」等の制度の利用も検討いただきたい。		c	①国提示代替措置「永住許可弾力化事業」は国内全体に適用可能であるため、総合特区としての優位性や差別化にはつながらない ②前回の事務レベル協議で、期限(5年)までに新たな仕事に就けば、審査の上、就労内容に応じた査証発行と滞在期限の延長が可能との補足を頂いた。現状、事業期間が5年のプロジェクト推進の場合、期限延長のために、プロジェクトの終了を待たずに(概ね1~2年前)に、国内での新たな仕事に転職もしくは就職活動を行う場合が多く、プロジェクトの着実な推進と成果創出に支障が発生しやすいという課題を抱えている。 ①、②の観点から、当該規制緩和の再検討(協議)を要望(例えば、5年経過時に、当該特区内で技術者としての就労調整活動中であれば、1年程度の延長猶予措置等)	法務省及び厚生労働省において、指定自治体見解について検討を行うとともに、指定自治体において、その必要性及び提案内容のブラッシュアップが必要。	Ⅲ
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	543	【70Mpa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備】	燃料電池車の水素充填圧力は35MPaから70MPaに移行しつつあるが、70MPa燃料電池車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る法整備がなされておらず、市街地に70MPa水素スタンドを建設することができない。 そこで、70MPa水素スタンドに係る法整備を実施する。	【70Mpa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び関係例示基準	A-2	平成24年度中	平成24年度中	本提案については、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定である。		b	24年度中に確実な見直しをお願いしたい。		I

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
グリーンアジア国際戦略総合特区	530	【外国人招聘に係る手続きの簡素化】	○ 4/25実施	D	対応済	中国の地方自治体を代理申請機関として認めることは、横並びの観点から、対応は不可であるが、本件特区で協力対象になっている天津市については、既に天津市人民政府の中に対外服務会社があるために現行の体制にて対応可能であることを確認。またこの他の特区関連の緊急な招聘案件にかかる対応については、招聘の目的である特区事業の実施について国が支援することとされていることを前提として、数次査証などを最大限活用しながら、両者が協力して課題解決を図ることとなった。	a	既存の制度を活用するほか、総合特区の案件で、かつ緊急を要する案件である場合は、指定自治体と外務省とが協力し対応する旨回答いただいているため。	D		I
グリーンアジア国際戦略総合特区	541	【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】		C	—	○平成24年7月から在留期間が最長5年に伸長され、かつ更新の回数にも上限がないなど、我が国の制度は既に外国人研究者等に対して十分に開かれた制度となっていると考えている。一定の期間ごとに在留期間を更新し在留等の状況を確認することは外国人の適正な在留管理を図る上で必要不可欠であり、在留期間を10年に延長することは困難である。 ○3月2日に実施した協議によれば、福岡県は「在留期間を10年にして、優秀な研究者等を集めて東京や大阪との差別化を図り、独自の拠点をつくりたい。10年でなければ困る理由はないが、特区用の制度設置を要望するというのが肝である。」とするところであり、在留期間10年でなければ困る理由は特にないとされている。単に総合特区としての優位性や他地域との差別化が必要であると主張するに留まっており、当該外国人技術者等がどのような活動を行う者で、当該外国人の在留が必要不可欠であるから在留期間を10年とすべきであるといった明確な主張はない。 ○「外国人がプロジェクトの終了を待たずに国内での新たな仕事に転職もしくは就職活動を行う場合が多く、現状、事業期間が5年のプロジェクト推進の場合、期限延長のために、プロジェクトの終了を待たずに(概ね1~2年前)に、国内での新たな仕事に転職もしくは就職活動を行う場合が多く、プロジェクトの着実な推進と成果創出に支障が発生しやすいという課題を抱えている。」とする点については、当該プロジェクトの事業主において、継続的に雇用される見込みがあれば在留期間更新が可能であり、当該支障の点は出入国管理制度に起因するものではない。外国人が新たな仕事に転職するのは魅力ある労働条件や安定的な雇用が事業主において確保されていないからではないかと考える。 ○「国提示代替措置「永住許可弾力化事業」は国内全体に適用可能であるため、総合特区としての優位性や差別化にはつながらない」とされているが、地域再生計画に係る規制の特例措置B0501「外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業」については、現在4計画26機関のみに認められているものであり、全国で幅広く適用されているものではない。また、3年の在留実績で在留活動及び在留期間の制限のない永住者の在留資格への変更許可申請が可能となるものであることから、在留期間を10年とするよりも外国人にとってもメリットが大きいものである。また、平成24年7月から在留期間が最長5年に伸長されることから、外国人の在留期間が5年とされている場合、在留期間更新は10年間のうち1回のみ行えばよいものであり、在留期間10年とすることによるメリットは少ない。	b	ご提案いただいた「永住許可弾力化事業」の活用を含め、関係企業・団体と協議・調整を行い、要望の実現に向け検討する。	C	自治体は、「外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和」について、更に検討を行う。一旦協議は終了するが、必要に応じて、法務省と改めて協議を行うこと。	IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	541	【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】		C	—	○在留期間を10年とすることは諸外国の例を見ても永住するような場合を除いて例がないことであり、平成24年7月から在留期間が最長5年に伸長され、かつ更新の回数にも上限がないなど、我が国の制度は既に外国人研究者等に対して十分に開かれた制度となっていると承知している。また、一度に付与する在留期間を10年とすることで、在留期間中の就労状況を確認することが困難となり、本来の在留活動として認められない分野への転職や失業したまま、日本に在留し続け、不法就労や労働力の不適正な供給が行われること等の懸念が生じる。 ○3月2日に実施した協議によれば、福岡県は「在留期間を10年にして、優秀な研究者等を集めて東京や大阪との差別化を図り、独自の拠点をつくりたい。10年でなければ困る理由はないが、特区用の制度設置を要望するというのが肝である。」とするところであり、在留期間10年でなければ困る理由は特にないとされている。単に総合特区としての優位性や他地域との差別化が必要であると主張するに留まっており、当該外国人技術者等がどのような活動を行う者で、当該外国人の在留が必要不可欠であるから在留期間を10年とすべきであるといった明確な主張はない。 ○「外国人がプロジェクトの終了を待たずに国内での新たな仕事に転職もしくは就職活動を行う場合が多く、現状、事業期間が5年のプロジェクト推進の場合、期限延長のために、プロジェクトの終了を待たずに(概ね1~2年前)に、国内での新たな仕事に転職もしくは就職活動を行う場合が多く、プロジェクトの着実な推進と成果創出に支障が発生しやすいという課題を抱えている。」とする点については、当該プロジェクトの事業主において、継続的に雇用される見込みがあれば在留期間更新が可能であり、当該支障の点は出入国管理制度に起因するものではないと考える。 ○「国提示代替措置「永住許可弾力化事業」は国内全体に適用可能であるため、総合特区としての優位性や差別化にはつながらない」とされているが、地域再生計画に係る規制の特例措置B0501「外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業」については、現在4計画26機関のみに認められているものであり、全国で幅広く適用されているものではない。また、3年の在留実績で在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位である永住者の在留資格への変更許可申請が可能となるものであることから、在留期間を10年とするよりもはるかに外国人にとってもメリットが大きいものであると承知している。また、平成24年7月から在留期間が最長5年に伸長されることから、外国人の在留期間が5年とされている場合、在留期間更新は10年間のうち1回のみ行えばよいものであり、在留期間を10年とすることによるメリットは少ないと考える。	b	ご提案いただいた「永住許可弾力化事業」の活用を含め、関係企業・団体と協議・調整を行い、要望の実現に向け検討する。	C	自治体は、「外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和」について、更に検討を行う。一旦協議は終了するが、必要に応じて、厚生労働省と改めて協議を行うこと。	IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	543	【70Mpa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備】							A-2	経済産業省は一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行うこととしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等々で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	544	【保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知の指定】	水素スタンドには年1回の保安検査が義務付けられており、その中で、蓄圧器の開放検査(目視による内面観察と非破壊検査)を行うことが定められている。開放検査による休業期間は連続10日間にも及び水素スタンド運営の大きな負担となっている。また、非破壊検査も大きな負担となっている。このため、安全を担保しつつ、適切な検査方法を定める必要がある。	【保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知の指定】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則 第82条第3項	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が保安検査基準を策定し国へ提出、安全性が確認できれば平成24年度中に措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が保安検査基準の検討を行っており、平成23年度に民間基準が作成される予定である。同基準案が当省へ提出されれば、平成24年度に、当省に設置している高圧ガス部保安検査規格審査小委員会において安全性の検討を行い、安全が確認された場合には、平成24年度に保安検査の方法として告示で定める予定である。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	545	【圧縮水素運送自動車用複合容器の最高充填圧力引き上げ(35Mpa→45Mpa)のための例示基準の改正】	圧縮水素輸送自動車(水素トレーラー)用容器として使用するCFRP製複合容器について、現状、使用可能上限圧力が35MPaに制限されているが、これを45MPaとする。これにより、一度に輸送可能な水素ガス量を増加させ、水素ステーションの運用性向上と水素運搬効率向上をはかる。	【圧縮水素運送自動車用複合容器の最高充填圧力引き上げ(35Mpa→45Mpa)のための例示基準の改正】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	容器保安規則及び関係例示基準	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が民間基準を策定。平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の評価を案。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が最高充填圧力45MPaの圧縮水素運送自動車用複合容器の民間基準の検討を行っており、平成23年度中に民間基準案が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	546	【圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁(ガラス球式)を追加するための付属品の例示基準の改正】	安全弁として、溶栓式安全弁に加え高圧への対応性に優れた熱作動式安全弁を使用可能とする。	【圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁(ガラス球式)を追加するための付属品の例示基準の改正】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	容器保安規則及び関係例示基準	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が民間基準を策定。平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の評価を実施。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が熱作動式安全弁(ガラス球式)の民間基準の検討を行っており、平成23年度中に民間基準案が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	547	【圧縮水素運送自動車用複合容器・付属品に対する刻印方式の特例の創設】	容器及び付属品再検査時の刻印に代る措置として、必要事項を打刻した証票貼付を可能とする。	【圧縮水素運送自動車用複合容器・付属品に対する刻印方式の特例の創設】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	容器保安規則 第37条、容器保安規則細目告示 第33条	A-2	平成23年度中	-	本提案については、提案の内容の通りに、容器保安規則及び容器保安規則細目告示の改正を行い、平成24年3月28日付で公布・施行した。		a	了解		I	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	548	【水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化】	消防法で規定される給油設備レイアウト上の給油空地規制を緩和し、水素ディスペンサーとガソリンディスペンサーの並列設置を可能とする。	水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化	消防庁危険物保安室	消防法第10条、危険物の規制に関する政令第17条、危険物の規制に関する規則第27条	D	-	-	ガソリンスタンド及び水素スタンドの相互の災害時の影響を排除する対策として施設の境界の部分に溝を設置することを求めているが、水素ディスペンサーもガソリンディスペンサーも溝から一定距離を確保することを求められていないことから、溝の配置の仕方などレイアウトを工夫することにより現行の基準においてもガソリンディスペンサーと水素ディスペンサーを並列設置することは可能である。 なお、平成24年3月にとりまとめられる「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」の報告書の参考資料として、給油取扱所に水素ディスペンサーを設置する際のレイアウトの事例を添付しているため参考とされた。	D(現行法令等々で対応可能)	a	了解		I	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	549	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】	ガソリンセルフスタンドと同レベルの安全管理体制を整備し、充填設備についても十分な安全性を確保した上で、有資格者の監視のもと、水素スタンドにおいて一般ドライバーによる水素ガス充填(セルフ充填)を可能にする。 最終的には、セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容	消防庁危険物保安室	一般高圧ガス保安規則 第7条の3、別表第3、63条、第64条、例示基準 危険物の規制に関する政令第17条 危険物の規制に関する規則 第27条の5	B	平成24年5月末までに省令を改正する予定	-	水素スタンドにおける一般ドライバーによる水素ガス充てん(セルフ充てん)の可否については、消防法ではなく高圧ガス保安法に基づき判断されるものと承知しているところ。 なお、燃料電池自動車用水素ポンプの最大充てん圧力を高くすることが検討されていることを踏まえ、セルフサービス方式のガソリンスタンドに水素スタンドを併設する場合の安全対策については、平成23年7月より「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」を開催し、平成24年3月に検討報告書を取りまとめるとともに、技術基準の改正に向けて着手している。	B(条件を提示して実施)	b	安全な充填方法の技術基準策定を早急をお願いしたい。		I	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	549	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】	ガソリンセルフスタンドと同レベルの安全管理体制を整備し、充填設備についても十分な安全性を確保した上で、有資格者の監視のもと、水素スタンドにおいて一般ドライバーによる水素ガス充填(セルフ充填)を可能にする。 最終的には、セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	高圧ガス保安法	B	-	-	圧力の高さに伴う、危険性を有する高圧ガスについては、高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の指揮命令系統内の従業者のみが、保安教育等必要な管理の下で高圧ガス設備を操作することを義務付けており、許可を受けた事業者の指揮命令系統外の者が、高圧ガス設備の操作を行うことを想定していない。一般のドライバーは高圧であるのみならず可燃性、爆発性も有する水素ガスに関する知識や経験がないことに加え、高圧ガス設備の安全に関する教育を受けていないため、一般のドライバーが高圧ガス設備を操作することは自らの生命のみならず公共の安全をも脅かす極めて危険な行為である。このような者が高圧ガス設備を操作し現在ガソリンで行われているような水素のセルフ充填を行うことは、保安上の観点から認められない。 なお、提案内容については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が、水素スタンドにおけるセルフ充填に必要な充填者への教育、マニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素スタンドの稼働実績等の必要要件について検討し、データ取得・整理を行うこととしているが、現時点では検討を開始した段階であり方向性が固まっていない。これら必要要件の検討は非常に困難であると思われるが、ここで一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置が開発できれば、セルフ充填の一手段として認められる。		b	民間団体等の取り組みの成果が、将来のセルフ充填実現に確実に結び付けられるよう、今後も助言をお願いしたい。 なお、民間団体等が開催する有識者委員会での検討に資するべく、本県が受託しているNEDO事業「地域水素供給インフラ技術・社会実証」の中でセルフ充填を想定した実証を行い、安全の確保のための課題の抽出に役立てていただく予定。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解（5/9時点） （A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施。B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討）				国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答（5/18時点） （a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他）		省庁の最新見解	内閣府再整理（コメント欄） （6/1時点）	内閣府再整理 I～IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
グリーンアジア国際戦略総合特区	544	【保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知での指定】								B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	545	【圧縮水素運送自動車用複合容器の最高充填圧力引き上げ（35Mpa→45Mpa）のための例示基準の改正】								B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	546	【圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁（ガラス球式）を追加するための付属品の例示基準の改正】								B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	547	【圧縮水素運送自動車用複合容器・付属品に対する刻印方式の特例の創設】								A-2		I
グリーンアジア国際戦略総合特区	548	【水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化】								D		I
グリーンアジア国際戦略総合特区	549	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】								B	消防庁は、セルフサービス方式のガソリンスタンドに水素スタンドを併設する場合の安全対策については、平成23年7月より「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」を開催し、平成24年3月に検討報告書を取りまとめるとともに、技術基準の改正に向けて着手しているとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は消防庁と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	549	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】								B	経済産業省は、一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置が開発できれば、セルフ充填の一手段として認められ得るとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	550	【水素ディスプレイ 周辺の防爆ゾーン基 準の明確化】	現状、水素スタンド内に設置する電気機器への水素ガス流入防止に関する基準がないため、水素スタンド全域で防爆対策を施した電気設備が必要である。 工場電気防爆指針では、可燃性ガスを発生する機器の周囲の一定範囲を危険場所とする方法を例示しており、これに従って、水素スタンドの危険場所を明確にし、適切な防爆機器等を選定できるようにする。	【水素ディスプレイ 周辺の防爆ゾーン基 準の明確化】	経済産業 省原子力 安全・保安 院保安課	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第3号、第26号、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	D				本項目については、実務者打ち合わせの場において、措置済みのため提案事項から削除するとの回答をいただいている。		a	了解		I
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	551	【公道でのガス欠対応のための充填場所の確保】	FCV普及時を考えると、FCVにおいても、現在のガソリン車と同様の比率で路上でのガス欠が想定される。(JAFロードサービスの20%はガス欠)ガス欠による立ち往生への対処として、レスキュー目的に限定し、公道上でのFCVへの充填作業が可能となるよう必要な措置を検討する。	【公道でのガス欠対応のための充填場所の確保】	経済産業 省原子力 安全・保安 院保安課	一般高圧ガス保安規則第12条	B	-	-		安全性が確認できないため、公道での自由な充填は認めることはできないが、 ①レッカー車等でガス欠車を水素スタンドまで移動させて充填する。 ②車が走行する部分から5メートル以上の距離をとり、都道府県知事にあらかじめ届け出た場所において充填する。 ことにより対応が可能と考えられる。 高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造、消費等について火気からの保安距離を定めており、一般高圧ガス保安規則第12条第2項第1号及び第6号において、第二種製造者のうち処理能力が30立方メートル未満の製造施設について、高圧ガスの容器への充填は、火気(車のエンジン)を取り扱う場所から5メートル以内でしないこと、また、移動式製造設備を用いた充填にあつては車両に固定した容器には充填しないことを規定している。これらの規定は容器への充填時には高圧ガスの漏えいや噴出の可能性があるために、周囲の保安確保の観点から規定されているものである。規制を緩和した場合の安全性が確認できない限り、公道での自由な充填は認めることはできない。 なお、提案内容については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が公道でのガス欠に対応するために必要な安全な水素充填方法について検討し、その結果必要とされた技術開発・安全性評価研究並びにガス欠対応のための所要の体制整備の検討を行うこととしている。		b	民間団体等の取り組みの成果が、将来の公道でのガス欠対応のための充填の実現に確実に結び付けられるよう、今後も助言をお願いしたい。		I
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	552	【CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和】	現状の法規では、水素スタンドからCNGスタンドに対しては6mの設備間距離を設けることが求められており、緩和措置が無い。 CNGスタンドに水素スタンドを併設させることで、収益が出せない普及初期の整備を進めることが重要であり、距離規定があることで併設可能なCNGスタンドが3分の1程度に縮減される。	【CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和】	経済産業 省原子力 安全・保安 院保安課	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第12号、関係例示基準	B	平成25年度以降	平成25年度以降		高圧ガス保安法では、一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第12号において、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し、6メートル以上の距離(設備間距離)を有することを規定している。現在の設備間距離の基準を満たせない場合には、延焼、誘爆を防止する措置や災害時に消火活動を行うための空間の確保等が可能な十分な代替措置を講じる等、危険のおそれのない場合には、高圧ガス保安協会の特定案件事前評価を踏まえ、一般高圧ガス保安規則第99条に基づく大臣特認を受けて緩和することが可能である。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が水素ステーションとCNGスタンド併設時の設備間距離に関する検討委員会において、設備間距離を緩和することについて安全性の担保に係る考えを整理、検討、評価しており、その検討結果を踏まえて、平成25年度以降に省令及び例示基準へのとりこみ可否について検討を行うこととしており、既に検討を開始している。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。		I
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	553	【市街地における水素保有量の増加】	建築基準法では、地域毎に水素貯蔵量の上限が定められており、主要なスタンド建設地となる市街地では、事業を成立させるに十分な量の水素を貯蔵できない。 2010年度内に上限を超える場合の技術的・法的な上限が緩和されることになっているが、個別に公聴会及び自治体による建築審査会が必要であり、計画的な普及が困難。 市街地での商用水素スタンド事業が成立可能となるよう、高圧ガス保安法の省令で安全性が確保されている水素スタンドにおいては、貯蔵量の上限を撤廃する。	【市街地における水素保有量の増加】	国土交通 省市街地 建築課	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9	D				「規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)」において合理的な水素貯蔵量の基準について許可に係る技術的助言を行うことと、平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について再点検を行い、その結果等踏まえ具体的な工程表を作成することとされた。 これを踏まえ、国土交通省としても燃料電池自動車の普及・促進に向け、技術的助言については、「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成23年3月25日付市街地建築課長通知)を全国の特定行政庁に対して通知したところ。 また、工程表については「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表の作成について」(平成22年12月28日公表)において、「2011年度以降、民間団体等は個別許可により、圧縮水素の貯蔵量の規制値を超えた水素スタンドの建設を行う。」、「2012年度、国土交通省は、水素スタンドの建設に係る個別許可事例の蓄積を踏まえ、規制の合理化等について検証を行い、結論を得る」等としたところ。 したがって、これらを踏まえ、特定行政庁である福岡県等が建築基準法第48条ただし書き許可を実施することで、ご提案の内容は実現可能である。 なお、許可手続きにおける利害関係者の意見の聴取、建築審査会の同意は安全性等の観点から、通常認められていない用途の建築物を当該地域に受け入れるために必要な措置として定めたものであり、当該地域における良好な市街地環境の確保等を担保するために必要な手続きであり、これを省くことはできない。		b	工程表に沿って、個別許可事例の蓄積を踏まえ、2012年に規制の合理化について検証を行い、結論を得ることをお願いしたい。		I
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	554	【設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡略化】	日本では、欧米に比較してより大きな設計係数を採用、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ等が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、欧米並みの設計係数にて水素スタンドを建設できるよう、省令・例示基準等の見直しを図る。	【設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡略化】	経済産業 省原子力 安全・保安 院保安課	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第13号、特定設備検査規則第14条、関係例示基準	B	平成25年度	平成25年度		平成22年度に閣議決定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が、民間基準案を作成するとともに、大臣特認、配管等に係る事前評価の手続き等を行うこととなっている。この成果を踏まえ、平成25年度に、高圧ガス保安協会は、基準化を行うこととしている。 なお、現在でも特定設備検査規則第14条に規定する材料の許容応力についての安全率は、同規則第51条に規定する特殊な設計による特定設備についての特例により、危険のおそれがないと認められる場合には、大臣特認を受けて緩和することが可能である。また、一般高圧ガス保安規則の技術基準に関する例示基準第8節のポンプ、圧縮機等の材料の供用引張応力に関する安全率については、高圧ガス保安協会の実施する詳細基準事前評価により、技術基準に適合していると認められた場合には、緩和することが可能である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。		I

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)				国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
グリーンアジア国際戦略総合特区	550	【水素ディスペンサー周辺の防塵ゾーン基準の明確化】								D		I
グリーンアジア国際戦略総合特区	551	【公道でのガス欠対応のための充填場所の確保】								B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が公道でのガス欠に対応するために必要となる安全な水素充填方法について検討し、その結果必要とされた技術開発・安全性評価研究並びにガス欠対応のための所要の体制整備の検討を行うとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	552	【CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和】								B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が水素ステーションとCNGスタンド併設時の設備間距離に関する検討委員会において、設備間距離を緩和することについて安全性の担保に係る考えを整理、検討、評価しており、その検討結果を踏まえて、平成25年以降に省令及び例示基準へのとりこみの可否について検討を行うこととしており、既に検討を開始しているとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	553	【市街地における水素保有量の増加】								D	国土交通省は、工程表については「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表の作成について」(平成22年12月28日公表)において、「2011年度以降：民間団体等は個別許可により、圧縮水素の貯蔵量の規制値を超えた水素スタンドの建設を行う。」、「2012年度：国土交通省は、水素スタンドの建設に係る個別許可事例の蓄積を踏まえ、規制の合理化等について検証を行い、結論を得る」等としたとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国土交通省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	554	【設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡略化】								B	経済産業省は、平成22年度に閣議決定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
グリーンアジア国際戦略総合特区	555	【例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大】	水素スタンドで使用可能な鋼材は、現状、極めて限定されており、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ類が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性能が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、使用可能な鋼材の拡大をはかる。	【例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号、関係例示基準	B	平成25年度	平成24年度まで民間団体等による検討、平成25年度、高圧ガス保安協会の適合性評価を踏まえ例示基準を改正	高圧ガス保安法においては、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号等においてガス設備に使用する材料はガスの種類等に応じて安全でなければならないことを規定しており、現在の例示基準において圧縮水素スタンド(35MPa)で使用可能な鋼材としてSUS316Lを定めている。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度まで民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る民間基準案を作成中であり、平成25年度に高圧ガス保安協会が行う当該民間基準案についての技術基準への適合性評価を踏まえ、安全性が確認された場合には、例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	556	【水素スタンド蓄圧機への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化】	70MPa水素スタンドでは、肉厚となる鋼製蓄圧器の使用が大幅なコストアップ要因の一つ。海外では、複合容器を蓄圧器として利用し、コストを低減している。 しかしながら、現行の高圧ガス保安法では、鋼製の蓄圧器のみが規定されており、複合容器を蓄圧器として利用することは認められていない。 そこで、必要な法整備及び技術基準の策定を行い、複合容器を蓄圧器として利用することを可能とする。	【水素スタンド蓄圧機への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	容器保安規則、特定設備検査規則	B	平成25年度	平成24年度までに民間団体等が民間基準案を作成する。平成25年度に高圧ガス保安協会が民間基準案等を参考に基準を作成	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が、蓄圧器への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化に向けた民間基準案の検討を行っており、平成24年度に民間基準案が作成される予定である。この成果を踏まえ、平成25年度に、高圧ガス保安協会において同民間基準案や海外の規格等を参考に、技術基準適合手続きのための基準を作成する予定。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	557	【公道とディスベンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設】	これまで高圧ガス保安法の省令の改正により、水素スタンドについて保安距離短縮などの見直しが行われてきた。 しかしながら、以下の理由から、一層の保安距離の短縮を実現したい。 ・土地削減によるスタンドコスト(固定費)の抑制 ・用地選定の容易化 ・ガソリンスタンド等との併設の容易化 ディスベンサーと公道の距離を、現行の6mから4m(ガソリンスタンド並み)に短縮。	【公道とディスベンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第2号、第2項第3号、関係例示基準	B	平成25年度	平成23年度までに民間団体等が実験データの取得を行う。平成24年度に安全性の検証を行い、安全性が確認できれば省令を改正し、平成25年度に例示基準を改正する。	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成23年度までに民間団体等が、公道とディスベンサーとの距離に係る障壁等の代替措置についての研究及び当該代替措置の安全性を検証するための実験データの取得を行い、経済産業省は、当該データの安全性が確認された場合には、平成24年度に省令を改正し、平成25年度に例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	558	【フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正】	FCVの高圧水素容器への水素のフル充填に関する日本の基準は、海外に比べて理論上最大15%程度水素の充填量が少なくなり、FCVの満タン航続距離が短い。 国際基準調和を図るべく容器保安規則の見直しを実施し、燃料電池自動車への海外並の水素充填を可能にする。 また、容器側(車側)見直しにあわせて、一般則(スタンド側)の見直しを進め、既存実験データにより安全が担保される範囲内で、充填圧力を引き上げる。	【フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則第7条の3、容器保安規則第2条第25号	B	平成25年度	平成24年度までに民間基準案を策定。平成25年度に高圧ガス保安協会の評価を行い、安全性が確認できれば省令等を改正する	高圧ガス保安法では、容器保安規則において高圧ガス容器には最高充填圧力を超過して充填してはならないことを規定している。圧縮水素自動車用燃料装置用容器の最高充填圧力については、保安の観点から、実験データ等による科学的根拠に基づいた安全性が確認できない限り、引き上げることは出来ないと考ええる。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が容器の最高充填圧力の70MPaから75MPaへの引き上げ等に係る例示基準案を検討中である。平成25年度に高圧ガス保安協会が当該民間基準案についての技術基準への適合性評価を行い、安全性が確認されれば、平成25年度に省令及び例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。		b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	559	【国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と対象の追加】	①国等の研究開発委託または補助事業で取得した資産については、耐用年数を補助の期間に短縮するもの。 ②研究開発に供せられる建物については、通常の減価償却資産ではなく研究開発資産として適用できるよう対象を追加するもの。	【国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と対象の追加】	内閣官房地域活性化統合事務局	-	Z	-	-	提案されている特例措置を検討するに当たっては、申請者が活用を想定している研究開発委託又は補助事業で取得した財産ごとに、その所管省庁等に対し、提案内容の可否について協議していく必要があると考えています。申請者側で具体的にどの財産の弾力運用を行いたいのかについて具体的に明らかにしてください。		d	財産の耐用年数の取り扱いが、省令の見直しではなく、各所管官庁での弾力運用により可能なか、ご判断があると思われるが、総合特区計画認定後、国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産について、具体的な財産が生じた場合、弾力的な運用等、所管省庁にご教示いただきながら協議を進めてまいります。(国の競争的研究開発資金活用例: 戦略的基盤技術高度化支援事業(経済産業省)等)	指定自治体において、具体的な財産が生じた場合に、所管省庁に求める弾力的な運用等について、具体的に検討を行うことが必要。	IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	561	【廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革】	廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置※を以下の通り規制改革する。 ①デジタルカメラ等の小型電子機器、太陽光パネル(PV)を「広域認定制度」の対象品目に指定するもの ②小型電子機器、PVとも、海外メーカーの製品も含め、自社以外の製品を幅広く収集できるようにするもの ※廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置: 廃棄物処理法第9条において、一般廃棄物の広域的処理制度に係る特例制度が規定されている。具体的には「広域認定制度」というもので、製造、加工、販売等の事業を行う者が、環境大臣の認定を受けて、自社の製品について、廃棄物となったものを広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理をする制度	【廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革(小型電子機器について)】	環境省リサイクル推進室	-	A-2	平成24年通常国会に法案を提出した	-	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。		b	使用済小型電気電子機器の広域収集について、新法の内容が、本地域が期待するものでない場合、また、実際の施行において本地域の提案する内容が実現しない場合は、改めて協議することを約束願いたい。	指定自治体において、新法の内容・施行に注視しつつ、提案内容の実現にとって障壁が生じる(見込み含む)場合には、解決に向けた課題の整理が必要。	II

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
グリーンアジア国際戦略総合特区	555	【例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大】							B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	556	【水素スタンド蓄圧機への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化】							B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	557	【公道とディスプレイとの距離に係る障壁等の代替措置の創設】							B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	558	【フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正】							B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	559	【国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と対象の追加】							Z	要望の実現に向けて、自治体は具体的な財産についてさらに検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討したうえで、秋以降に内閣官房と改めて協議を行うこと。	IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	561	【廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革】		A-2 平成24年通常国会に法案を提出した	-	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とする内容を含めた法案を提出した。具体的な対象品目や認定の基準等については、有識者や関係者の意見を聴きつつ今後検討していく予定である。	b	使用済小型電子機器等の広域収集について、「認定事業者」として国の認定を受けた者は、廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするという内容を含んだ法案が提出されているが、対象品目や認定の基準等、具体的な内容については示されていないことから、本地域が期待するものでない場合、また、実際の施行において本地域の提案する内容が実現しない場合は、改めて協議させていただきたい。	A-2	法案が提出されたため一旦協議終了。但し、対象品目や認定の基準等、具体的な内容については示されていないことから、取組が実現できないことが判明した場合は、環境省と改めて協議すること。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	561	【廃棄物の広域収集 運搬に関する特例措 置の規制改革】	廃棄物の広域収集 運搬に関する特例措 置の規制改革(PVに ついて)	環境省廃 棄物対策 課	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第9 条の9	D	—	—	広域認定制度は、拡大生産者責任の考えに則り、製造事業者等自身が自社の製 品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を促進すると ともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の適正な 処理を確保することを目的としている。 一般廃棄物の広域認定制度の対象となる品目は環境省告示において定められて おり、事業者からの個別相談の内容や社会の要請等を踏まえながら検討し、その 内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであれば追加もなされるもの。したがって、 太陽光パネルについては、本制度の趣旨に合うものかどうか、十分な検証が必要。		d	現在、PVリサイクル拠点の形成を目指し、太陽光パネルの広域収集の仕組み等につい て、経済産業省等関係機関とともに検討を行っているところである。 今後の関係機関との協議においては「太陽光パネルについては本制度の趣旨に合うもの かどうか、十分な検証が必要である」との貴省(環境省)の意見も踏まえ、検討を進めてい きたいと考えている。 また、今後は貴省からも適宜助言、アドバイス等ご教示いただきながら、広域認定制度に関 する規制改革も含め、よりよい仕組みができるように協議させていただきたい。	環境省及び指定自治体において、広 域認定制度に関する規制改革も含 め、よりよい仕組みができるように協 議することが必要。	II		
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	562	【特定有害廃棄物等 の輸出入等の規制 に関する法律(パー ゼル法)の規制改 革】	使用済み小型電子機器や廃電子基盤の輸入に 関し、海外からの移動計画の通告、同意の回答、 輸入移動書類の交付等手続きの簡素化及び申請・ 審査の権限移譲を行うことにより、申請から許可ま での時間を短縮し、保管コストの低減と原材料価格 の国際変動リスクの軽減を図るもの。 ○時間・期間の短縮幅 8ヶ月 → 1~2ヶ月程度	【特定有害廃棄物等 の輸出入等の規制 に関する法律(パー ゼル法)の規制改 革】	環境省廃 棄物・リ サイクル対 策部適正 処理・不法 投棄対策 室 経済産業 省産業技 術環境局 環境指導 室	特定有害廃棄物等の 輸出入等の規制に関 する法律(パーゼル 法)第8条第1項、2 項、第10条第1項	D	—	—	①実態としては輸出入にかかる期間が平均3ヶ月程度であることを説明。 ②また、パーゼル条約第6条7及び8の規定に基づき、包括的な申請は輸入におい ても可能である。また、パーゼル条約第6条8の規定に基づき、承認期間につい ては、最長12箇月の期間としていることについて、御理解頂いた。 ③今後、国から業者に対する必要な手続や書類及び記載すべき内容等を分かりや すく情報提供することを説明し、現状の制度で対応可能であることをご理解頂いた。		b	許可にかかる期間について、事前協議を除いて平均3ヶ月程度であるとの説明であった。 本取組をビジネスとして成立させるためには、事前協議も含め2ヶ月以内での手続きが望 ましく、本特区の実現のためにも許可期間の短縮化は必要である。 今後、本地域で実際に取組を開始することとなった場合、許可期間の短縮に向けて、協 議を約束願いたい。	指定自治体において、環境省及び経 済産業省の見解に基づき実施しても 期間の短縮が達成できない場合に は、その課題を整理するとともに、具 体的な代替案を検討することが必要 である。	II	
グリーンアジア 国際戦略総合 特区	564	【廃棄物の電子マニ フェストシステムの報 告期間の特例措置】	処分終了日から3日以内の報告期間に休日を含ま ないよう要件を緩和するもの。	廃棄物の電子マニ フェストシステムの報 告期間の特例措置	環境省 産業廃棄 物課	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行 規則第8条の34	D	—	—	電子マニフェストの収集運搬報告の手法においては、事務の省力化を図るために システムの改良を行い、現在は、現場から携帯電話等を使って報告できるシステム となっており、休日出勤等による事務作業を別途行わなくとも済むようになっている ことから、現行の法令で実施可能である。なお、実務者打合せの場で、その旨も既 に自治体に伝えている。		a	携帯電話があれば即時報告できるとのご指摘であったが携帯電話での対応は運搬を行う 運転手による入力報告を想定しているものと考えられる。しかしながら、地域企業に対する ヒアリングによれば運用上の課題として、運転手による携帯電話での報告は現実性の観点 等から問題があるため、実際は、専用の事務員が土日出勤して入力していることであ った。 なお本提案は資源リサイクルの次世代拠点形成に向けて規制緩和を実施、地域企業の 経営を少しでも支援できないかとの観点から地域企業の声として要望させていただいた。し かしながら産業廃棄物の厳重な管理が求められるなかで、規制緩和はできないとのご見解 であれば現行法令のなかで対応していきたい。		I	

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
グリーンアジア国際戦略総合特区	561	【廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革】		D	-	-	広域認定制度は、拡大生産者責任の考えに則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を促進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保することを目的としているため、広域認定制度を活用される場合には、趣旨に合うものかどうかをご相談いただきたい。 また、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられるので、貴自治体の廃棄物担当部局とも話し合っていたきたい。	b	貴省との協議結果や助言いただいた特例措置の活用も踏まえて検討を進めてまいりたい。 今後とも、貴省から適宜助言、アドバイス等ご教示いただきながら、その中で、総合特区の活用が必要が生じた場合はご対応をお願いしたい。	D	実現に向けて、自治体は検討・取組を進める。協議は一旦終了するが、今後、自治体が検討・取組を進める中で、必要に応じて環境省との間で改めて協議を行うこととする。	IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	562	【特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の規制改革】		D	ただし、バーゼル条約の枠組みで議論	バーゼル条約の枠組みで議論。来年開催されるCOP11に向けてフレームワークを策定予定。	①現行法令等で対応可能。 ②なお、有害廃棄物等の輸出入の手続きについて、バーゼル条約等で定められていることから、その簡素化、短縮化について、我が国だけで独自の方法を設定することは、多国間の枠組みの中では実効性・有効性が確保できない。 従って、先ず、バーゼル条約全体として有害廃棄物の環境上適正な管理が十分行われることを目指すべきと考えるところである。我が国は、バーゼル条約第10回締約国会議の決議BC10/31に基づき設置された有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するフレームワーク策定のための専門家会議の中で、我が国として積極的な役割を果たしていく。	b	現在、市内企業とともにバーゼル法に基づく輸入申請を行っているところである。 その結果を踏まえ、必要に応じて、許可期間の短縮に係る協議をさせていただきたい。	D	自治体が現行法令等の中で対応するとして協議終了。バーゼル法に基づく輸入申請の結果を踏まえ、取組が実現できないことが判明した場合は、環境省と改めて協議すること。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	564	【廃棄物の電子マネーシステムの報告期間の特例措置】								D		I